

愛媛県幸

媛 県 発 行 愛

第1736号

印刷 岡田印刷株式会社

平成18年2月21日火曜日 第1736号

◇ 目 次 ◇	
告示	
土地改良事業の工事の完了(2件)	119
漁業の許可又は起業の認可の申請期間	119
公有水面埋立免許の出願	119
開発行為に関する工事の完了	120
道路の位置の指定	120
公告	
特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告	120
公営企業管理規程	
愛媛県公営企業組織規程及び愛媛県立病院料金規程の一部を	
改正する管理規程	120
公営企業訓令	
愛媛県公営企業事業所処務規則の一部を改正する訓令	121

告 示

○愛媛県告示第 243 号

 \bigcirc

 \bigcirc

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法 (昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により 公告する。

平成18年2月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の 施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日		
ため池等整備事業	大道地区	平成17年 1 月21日		

○愛媛県告示第 244 号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法 (昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により 公告する。

平成18年2月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の 施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
農業用用排水施設整備事業	鬼北地区	平成15年3月28日

○愛媛県告示第 245 号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条 第2項(同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底び き網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のよう に定める。

平成18年 2 月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可又は起業の認可を申請すべき期間 平成18年2月21日から3月7日まで

○愛媛県告示第 246 号

次のように公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「 法」という。)第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の 出願があった。

法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁 西条地方局建設部及び西条市役所において告示の日から起 算して3週間公衆の縦覧に供する。

平成18年 2 月21日

東予港港湾管理者 愛媛県 代表者 愛媛県知事 加戸 守行

1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、 その代表者の氏名及び住所

西条市

西条市明屋敷 164 番地 代表者 市長 伊藤 宏太郎 西条市大町 244 番地の 4

- 2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
- (1) 埋立区域

ア位置

西条市ひうち字西ひうち7番7、7番6及び7番16 の地先公有水面

イ 区域

次の1点から5点を順次直線で結んだ線及び5点と 1点を結ぶ平成17年の秋分の満潮位(D.L.+3.40) メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれ た区域

基点(西条市ひうち字東ひうち20番地の国土地理院 「ひうち緑地」四等三角点)は、北緯33度56分15秒86 75、東経 133 度12分15秒3700の地点

1点は、基点から真北 293 度08分19秒1,628,74メー トルの地点

2点は、1点から真北343度52分44秒12.00メート ルの地点

3点は、2点から真北73度52分44秒0.60メートルの

4点は、3点から真北343度52分44秒38.00メート ルの地点

5点は、4点から真北73度52分44秒199.05メートル の地点

ウ 面積

9,959.40平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

西条市ひうち字西ひうち7番7及び7番6の陸域並 びに同市ひうち字西ひうち7番7、7番6及び7番16 の地先公有水面

イ 区域

次のA点からD点を順次直線で結んだ線及びD点と A点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点(西条市ひうち字東ひうち20番地の国土地理院 「ひうち緑地」四等三角点)は、北緯33度56分15秒86

75、東経 133 度12分15秒3700の地点

平成18年2月21日

A点は、基点から真北 294 度07分47秒1 ,626 .13メー トルの地点

B点は、A点から真北 343 度52分44秒190 .00メート ルの地点

C点は、B点から真北73度52分44秒219.64メートル の地点

D点は、C点から真北 163 度52分44秒190 .00メート ルの地点

ウ 面積

41,730,90平方メートル

- 3 埋立地の用途 輸送用機械器具製造業用地
- 4 出願年月日 平成18年2月15日

○愛媛県告示第 247 号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 平成18年2月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
17松局建(開)第73号 平成18年 2 月 9 日	伊予郡松前町大字東古泉字吸物478番 3	松山市星岡町224番地5 セフィラ星岡203号 濱 村 学 司 濱 村 育 惠

○愛媛県告示第 248 号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号 の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成18年2月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 道路の位置

四国中央市川之江町字片上山3113番42、3113番 198 及び 3113番 211

2 申請人の住所氏名 四国中央市川之江町2893番地1

富士住宅産業株式会社 代表取締役 白石 豊信

3 図面省略

公 告

〇公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があ ったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年2月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名		代表者の氏名		代表者の氏名		名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成18年2月9日	特定非営利活動法人アイコン	西	尾	敏	弘	愛媛県松山市東垣生町987番 4	この法人は、障害者・障害児を対象として 、地域社会との連帯活動を推進しながら、 障害者・障害児の創造的活動、生産活動の 機会を提供及び障害者自立支援法にもとづ いた事業を行い、障害者・障害児の自立と 共生の環境作りを目指し、公益に寄与する ことを目的とする。			

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第2号

愛媛県公営企業組織規程及び愛媛県立病院料金規程の一部 を改正する管理規程を次のように定める。

平成18年 2 月21日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

愛媛県公営企業組織規程及び愛媛県立病院料金規程の 一部を改正する管理規程

(愛媛県公営企業組織規程の一部改正)

第1条 愛媛県公営企業組織規程(昭和46年愛媛県公営企業 管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「総合周産期母子医療センター」の下に 「、愛媛PET-CTセンター」を加える。

(愛媛県立病院料金規程の一部改正)

第2条 愛媛県立病院料金規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

別表第1人間ドックの項の次に次のように加える。

PETが	1日間	1 回	97 ,650円	
んドック	2日間(通院)	1 回	131 ,250円	

附 則

この管理規程は、平成18年3月1日から施行する。

公営企業訓令

○愛媛県公営企業訓令第1号

愛媛県公営企業事業所処務規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年 2 月21日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

愛媛県公営企業事業所処務規則の一部を改正する訓令

愛媛県公営企業事業所処務規則(昭和57年愛媛県公営企業訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表総合周産期母子医療センターの項の次に次のように加える。

愛媛 PET - CTセンター

- PET検査に関すること。
- (2) 愛媛 P E T C T センターの管理に関すること。
- (3) その他愛媛 P E T C T センターの有効活用に関する こと。

附 則

この訓令は、平成18年3月1日から施行する。

平成18年 2 月21日	愛	媛	県	報	第1736号